

自動車整備技術の高度化検討会で審議すべき事項 (第2回検討会を踏まえて)

自動車整備技術の高度化検討会で審議すべき事項

【第2回検討会資料(各団体ヒアリング資料)より抜粋】

- 検査のみならず定期点検整備を活用した予防整備制度の構築。
- OBD検査の導入にあたっては、指定整備制度の活用を図るべき。
- OBD検査による不適合車両の判定及び整備が円滑かつ適切に行えるよう自動車整備工場に対する情報提供、部品供給、教習体制の構築。特に「特定DTC」に係るものについての迅速かつ円滑な展開。

【第2回検討会における委員意見一覧より抜粋】

- 警告灯による検査では、不合格となった車両について、どの部品の故障か特定できないため、速やかに整備をすることができない。メーカーから「特定DTC」のコードや定義について情報提供頂き、整備工場が円滑に整備できる体制の構築をお願いしたい。
- 車体整備では認証を要しない軽微な整備のみを行っている事業者もあるが、自動運転のためのセンサー類はそのような軽微な整備(バンパー修理等)も影響すると考えられる。このため、このような認証を要しない車体整備まで含めて対応できるよう、財政的支援の対象化も含めて検討してほしい。

自動車整備技術の高度化検討会との役割分担【参考】

【第1回資料より抜粋】

自動車整備技術の高度化検討会（平成23年度～）【継続中】

自動車の新技術の普及に対応するため、汎用スキャンツールの機能拡大、スキャンツールを用いた整備の研修・訓練、整備士資格制度の活用方策等など、[自動車整備技術の高度化のための環境整備](#)について検討。【第1回検討会 参考資料1】

- スキャンツールの標準仕様の検討（「汎用スキャンツール」の仕様検討）
 - ・ 対応車種・装置の段階的拡大
 - ・ 開発に必要な情報提供のあり方の検討
 - ・ 整備現場目線からのフィージビリティスタディ
- 新技術に対応した整備技術に係る研修の拡充・創設
 - ・ スキャンツール研修の拡充・創設
 - ・ エーミングに関する教育のあり方の検討
- 資格制度（自動車整備士制度）の活用方策
 - ・ 新技術に対応した整備士の果たす役割の整理
 - ・ 1～3級整備士に求められる知識・技能の整理

車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会【新設】

外観確認やブレーキテスト等の測定器を中心とした検査では確認できない電子制御装置等の故障について、[車載式故障診断装置（OBD）](#)を活用して確認する[自動車検査手法](#)のあり方を検討。

- OBD検査にかかる保安基準のあり方
 - ・ 判定に用いる診断装置（法定スキャンツール）の仕様、合否判定の基準
 - ・ 対象車両の範囲（車種、製作年、少数台数の取扱い等）
- 法定スキャンツールの機能更新（アップデート）の枠組み
- OBD検査・整備のために必要な整備情報の提供のルール
- 点検整備項目、点検整備記録簿の様式 など